

金融商品取引法等に基づき有価証券報告書等の提出期限の延長が承認されている会社

コード	提出義務者	対象書類	本来の提出期限	延長後の提出期限	承認を受けた日	備考
E34054	(株)MTG	四半期報告書	令和元年5月15日	令和元年7月12日	令和元年6月14日	再延長
E34054	イオンディライト(株)	有価証券報告書	令和元年5月31日	令和元年7月1日	令和元年5月31日	

金融商品取引法等に基づき有価証券報告書等の提出期限の延長が継続的に承認されている外国会社（注）

コード	提出義務者	対象書類	本来の提出期限	延長後の提出期限	承認を受けた日	備考
E05821	ワイ・ティー・エル・コーポレーション・バー ハッド	四半期報告書	各四半期間経過後 45日以内	各四半期間経過後 90日以内	平成25年10月23日	
E05958	メディシノバ・インク	四半期報告書	各四半期間経過後 45日以内	各四半期間経過後 75日以内	平成25年10月29日	
E05772	アメリカン・インターナショナル・グループ・イ ンク	四半期報告書	各四半期間経過後 45日以内	各四半期間経過後 70日以内	平成25年10月25日	
E05776	アフラック・インコーポレーテッド	四半期報告書	各四半期間経過後 45日以内	各四半期間経過後 70日以内	平成25年10月29日	

（注）当該延長の承認については、外国会社が各有価証券報告書等の提出期限までに、当該延長の理由（当該外国会社の本国の会社の計算に関する法令若しくは慣行）について消滅又は変更がなかった旨の書面を関東財務局長に提出することが条件となっている。